

独占禁止法に関する コンプライアンス

競合他社との間では、以下の事項に気をつけること

- 価格や販売状況について、話し合わないこと
- リポートや割引などの価格条件について、話し合わないこと
- 生産能力、投資計画や在庫について、話し合わないこと
- 共同行為(協調的行為)について、話し合わず、また関与しないこと
- 顧客や購買先について、話し合わないこと
- マーケティングについて、話し合わないこと
- 機密情報である業務情報を交換しないこと
- 常に慎重であること

業界団体の会合では、以下の事項に気をつけること

- 同じルールに従うこと
- 他社がこのルールに従わない場合には、異議を述べた上で会合から中座すること

顧客や購買先とは、以下の事項に気をつけること

- 事前に法務部に相談せずに、供給取引や流通取引を打ち切らないこと

顧客(販売業者)とは、以下の事項に気をつけること

- 顧客に対し、再販売価格やマージンの維持を強してはならないこと
- 顧客に対し、販売地域や相手先を制限してはならないこと
- 顧客に対し、競合品を買わないよう強制してはならないこと

立入検査(審査)が入った場合には、以下の事項に気をつけること

- 経営陣と法務部に報告すること
- 外部の弁護士に連絡すること
- 立入検査の目的の範囲を確認すること
- 立入検査が、その目的の範囲内でなされているかを確認すること
- 審査が係属している間、文書を破棄しないこと
- 公正取引委員会が押収しようとする文書一式のコピーをとり、保管しておくこと
- 不必要な情報を積極的に提供しないこと
- 記録を残しておくこと
- 協力的かつ友好的にふるまい、注意を怠らないこと

ご質問があれば、貴社の法務部又はホワイト&ケースの競争法チーム(電話 03 6384 3300/+32 2 239 26 20)までご連絡ください。